

【様式1号】

令和5年5月19日

質疑書兼回答書

質問事項	回答
<p>業務内容について 対象業務の分析に必要な各種資料 および各業務現受託業者等情報等は、 契約後に速やかに提供されると考えて よいでしょうか。</p>	<p>契約後速やかに提供します。</p>
<p>業務内容について 各業務現受託業者様は、本案件スケジ ュールに合わせて、ヒアリング等に速 やかに対応頂けると考えてよいでしょ うか。</p>	<p>できるだけご提案いただいたスケジ ュールに沿ったものとなるよう、日程等 の調整をいたします。</p>
<p>業務内容について 包括管理契約は、実施要項趣旨に合致 する場合に採用すべき、或いは包括 管理契約1本化が前提とのお考えでし ょうか。</p>	<p>包括管理契約は対象業務の1本化を前 提としております。</p>
<p>業務内容について 業務の適正化対象は令和6年度業務と の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>契約金額等について 御市が令和6年度の管理業務契約手続 きを行われるため、コスト削減成果は 入札もしくは随意契約結果に基づくと の理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>契約金額等について 年間削減金額計算式の下記はどのように決定されるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤市が定める基準額（年額） ➤改定後契約額（年額・税込み） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤市が定める基準額（年額） 別紙1仕様書「1対象業務及び業務基準額」に記載の金額です。 ➤改定後契約額（年額・税込み） 適正化後の仕様書を基に包括管理契約を締結した際の、各業務の年額（税込み）です。
<p>契約金額等について 成果報酬の上限額はないとの理解でよいのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>契約金額等について 成果報酬は業務期間終了時迄に支払われるとの理解でよいのでしょうか。</p>	<p>成果報酬の支払い時期は令和6年度内を想定しています。</p>
<p>参加申し込み及び資格審査について 本業務と類似の業務実績は、官公庁以外が対象だった場合、成功報酬型の適正化契約を記載させて頂いてよいのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>提出書類（参加資格を有する場合）について 企画提案書書式は自由でしょうか。</p>	<p>企画提案書書式に決まりはございません。</p>
<p>提出書類（参加資格を有する場合）について 企画提案書の副本は、表紙だけでなく綴じ込み資料も社名やロゴを記載しない、とのことでしょうか。</p>	<p>副本には表紙以外にも社名やロゴなど、ご提案者様が特定できるものを一切記載しないでください。</p>
<p>審査（第1次審査を通過した場合）について プレゼンテーション・ヒアリングにおいて、プロジェクター等の映像機器を使用したい場合は持参する、との理解でよいのでしょうか。</p>	<p>2次審査（プレゼンテーション）で映像機器を使用される場合、プロジェクターやスクリーンは事前連絡があれば貸出可能です。当日動作不良があった場合のリスクはご提案者様が負うこととします。</p>

<p>その他について 今回の審査基準対象とはならないものの、当該業務に関連する今後の展開も見据えた提案も含めてよいでしょうか。</p>	<p>本業務の目的に関連する提案であれば、審査基準対象外である旨を明記のうえ、ご提案していただいても構いません。</p>
<p>【実施要領 3】 提案者の専門知識を生かした独自提案・追加提案をした場合、仕様書 5 で契約金額が算出されるものであれば、実施要領 3 事業費見込み額の範囲で実施のご提案、ご請求することは可能でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>【実施要領 8 (2)】 想定年間削減金額に関して、より精度の高い見積を算出するにあたり、各業務等仕様書に加え、追加資料のご提供をお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>追加資料の提供はいたしません。</p>
<p>【実施要領 8 (2) 、10 (4)】 参考見積に記載すべき事項について、仕様書 5 に記載の固定報酬額に加え、成果報酬率、合わせて各業務等仕様書から想定される年間削減金額も盛り込むものと理解しますが、採点の基準はどのようになりますでしょうか。（成果報酬率の高低、固定報酬額が高低、想定年間削減金額が高いが得点が高い、等）</p>	<p>別紙 2 審査基準及び配点のとおりです。</p>
<p>【実施要領 8 (2) 、10 (4)】 上記にご回答にもよりますが、見積書に想定年間削減金額を盛り込む場合、弊社の算出する想定年間削減金額が実施要領 3 の金額以上だった場合、その見積金額をご提示することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

<p>【実施要領 10、企画提案書作成要領】 審査基準における業務実績の採点のされ方に関しては参加申込時点で提出する業務実績調書にて判断され、各審査員に同じ点数が採点されるのでしょうか。それとも企画提案書に盛り込んだ方が望ましいのでしょうか。</p>	<p>業務実績の採点は業務実績調書を基に事務局審査を行います。</p>
<p>【実施要領 11】 審査をされる委員会に参加される方の所属組織・所属課等可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本業務の契約締結までは、選定会議の委員に関する一切の情報をお示しすることはできません。</p>
<p>【仕様書 3 (2) ・ (3) 】 包括管理契約に向けた事務支援において、実際の包括した調達は今和 6 年度の契約更改にて実施する理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>【仕様書 5 (2) 】 年間削減金額の算出において、仮に改定前後の仕様内容において、発注者側の要望等において、業務や数量等が追加もしくは削減された場合、その影響額は成果から除き成果をお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>年間削減金額は仕様書でお示ししているとおりです。市が業務や数量等を追加または削減する予定はありません。仕様の適正化等の提案内容についての採否は市が判断します。また、品質悪化となる提案に対する承諾はいたしません。</p>
<p>【仕様書 5 (2) 】 改定前後の仕様内容において、仕様変更と同時に現委託業者の都合等により単価増加があった場合、仕様変更部分に限定した成果算定が許容されますでしょうか。</p>	<p>年間削減金額は仕様書でお示ししているとおりです。</p>